

第九十一回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和五十五年三月十九日(水曜日)

午後二時十六分開議

出席委員

委員長 田村 良平君
理事 奥野 誠亮君 理事 久野 忠治君
理事 堀崎 潤君 理事 渡海元三郎君
理事 新村 勝雄君 理事 山田 芳治君
理事 鈴切 康雄君 理事 安藤 巖君
理事 高橋 高望君
足立 篤郎君 越智 伊平君
片岡 清一君 鯨岡 兵輔君
佐藤 一郎君 谷 洋一君
佐藤 観樹君 山口 鶴男君
三見 伸明君 永江 一仁君

出席国務大臣

自治大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

自治省行政局選 大林 勝臣君
挙部長

委員外の出席者

自治省行政局選 岩田 脩君
挙部選挙課長

委員の異動

三月十九日

辞任

稲葉 修君

同日

辞任 越智 伊平君

越智 伊平君

補欠選任

稲葉 修君

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

第二類第二号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号 昭和五十五年三月十九日

○田村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田芳治君。

○山田(芳)委員 昨年の総選挙におきまして、愛媛二区で私どもの藤田高敏代議士が十一票の差で次点の森清君に勝って当選したのであります。が、十一票の差であるということで訴訟が森清君の方から提起をされたわけであります。そして、これが裁判所に係属をいたしましたわけですが、選挙と選挙としては十一票差で藤田高敏氏が当選をしたという確認行為をしたわけでありまして、訴訟が起ったわけですから、これに対応する選挙管理委員会としては、その行政行為が正しいのだということを前提にしてその訴訟に対応をしなければならないというふうな思いをしております。本人からは、県の選挙に弁護士を用意してその訴訟に当たらしめてほしいということを強く要請をしておたのであります。県の選挙においは弁護士を用意しないまま初回の口頭弁論に臨んで、原告の一方的な主張のまま票が検証をされるということになったわけでありまして、全部の票を前後二回それぞれ三日間にわたって検証した結果は、十一票差が十四票差に拡大をした、こういう状況になっております。この口頭弁論の結論である一月九日から始まった検証の日取りが、口頭弁論を開く約一カ月前から盛んに某自民党代議士を通じて再三にわたって流布されたというような点もあります。そういう点で、私としては、総選挙というのは国の選挙でありますから、当然県

単独ということにせしめ、その選挙及びその選挙に伴うところの訴訟を含めて、当該選挙管理委員会を指揮し監督する任務が自治省当局にあるというふうに思っております。したがって、自治省がこの総選挙に係る部分の指揮下にあるところの県選挙管を十分指導しながら、訴訟に対する対応措置をとる。そのためには、やはり専門家である弁護士も県の選挙管が配置をして訴訟に臨むというぐらゐの配慮をすべきではないのか。私は訴訟が提起されて後、自治省の選挙部に参りまして、そういう点もひとつぜひ指導をして、県の選挙管が弁護士をつけて対応してほしいということを申し出ておたわけでありまして、そういう措置がなされておらないのであります。当事者は県の選挙管でありますから、当選人である藤田高敏氏は、訴訟参加という形で弁護士を入れて訴訟に参加をしていられることをしておりますので、別に弁護士という専門家の臨席がなかったわけではありませぬけれども、いかにもやり方が不親切ではないかと云って本人が非常にこのことを強く申し出ております。また、県議会の中でもこの点についての質疑応答がなされているということも聞いております。こういう点について、この選挙は少なくとも国の選挙でありますから、自治大臣の指揮、監督下に行われる選挙であり、それによって起こった確認行為あるいは行政行為に対する訴訟の提起でありますから、やはり親切にそこまで指導をし、勧告をする。弁護士をつけてやる。しかも私自身としては、ぜひそうしてほしいということを自治省まで要請をしてまいっている経緯からいって、非常に遺憾であるというふうに思うのであります。この点についていかがお考えになりますか。

○大林政府委員 御質問の愛媛二区におきます昨年の総選挙の結果にかかわる当選の効力に関する訴訟につきまして、本来、当然ながら、県選挙管側としては弁護士を選任してこれに当たるべきものであり、私どもも最初当然そうすべきこととなるであろうと考えておたのでありますけれども、その後のいろいろのお話し合いを聞いておりましたところ、やや不手際がございました。弁護士の選任がおくれましたという報告を受けております。一月七日になりました、三名の弁護士を選任し、その後の検証、訴訟手続については県側としては万全を期しておるということになっております。

いづれにしても、そういった不手際で御迷惑をかけたということには遺憾なことでございまして、今後、なるべく速やかにそういう事態に対処するよう指導してまいりたいと思っております。

○後藤田国務大臣 いまの山田さんの御質疑、当然でございます。私どもももう少し早く弁護士のこういう点については、重大な訴訟ですから、選任すべきだったと思っております。今後ともこういう点については十分第一線の選挙との連絡を緊密にしまして、間違いないように措置させたい、かように考えます。

○山田(芳)委員 これ以上申しませんけれども、私は当初からなぞつけてほしいかと申しますと、あの訴状を読みますと、選挙無効なのやら、当選無効なのやらわからぬ訴訟なんです。これは選挙部長も御存じのとおりだと思つた。こういうような点をきちつと指導してやって弁護士をつけて主張をすれば、票数を検証するまで至らないで、ある程度門前払い——これは裁判のことですから予断を申し上げることはばかれますけれども、そういうこともあり得るというふうな内容の訴訟であつたと私は思うので、そういう点、私自身もこの点については非常に遺憾であつた、こういう点を申し上げて、これ以上はいたしません、今後

こういう点があったら——はつきり申し上げると、何か野党だからつけてくれぬのじゃないかというように、そういうことはなと思いますけれども、気持ちももし当事者にあるとすると、選挙の公正の問題で非常にゆゆしき問題であると思いますので、この点はひとつ今後配慮をさせていただきたいというふうに思います。

なお、一言だけお聞きしたいのですが、こういうものに要する経費というのは一体どういう負担になるのか、ひとつ事務局で結構ですか……。

○大林政府委員 これは国の選挙に関する問題でございますので、従来から調整費で措置するようにしております。

○山田(芳)委員 国が費用を持つのですから、県の選挙、堂々とお雇いになってやってくださいたいのに、それをせぬというところにこの問題のどうも割り切れない点がある、私どももこういうふうに思います。これ以上申しません。

次は、今度は三重県に久居という市があります。久居市の市長選挙、これは本年の二月十七日に行われた選挙であります。この選挙において、現職の野垣内三郎さんという市長さんと、私どもの党の小田さんというのが立候補をいたしましたわけがあります。

問題なのは、市長さんのポスターが市の市章と全く同じマークをシンボルマークとして使用しているのではありません。ここに写真がございまして、大臣見ていただいきたいと思います。一方、選挙管理委員会がまた啓発用のポスターを出したら、そのポスターもまた市の章と同じポスターを出している。要するに、市の選挙が啓発でどどんと投票に行ってくださいというポスターと、市長のポスターとが全く一緒なんです。

そこで、小田派の方から異議の申し立てをして、そういうのは選挙の公正を害するではないか、そういうものは撤去しなさい、こういう話をしたのであります。さっぱり応じない。しかし、さすがにこのポスターはおかしいかなと思つたのか、市選挙は、約千枚掲示した啓発ポスターの市の記

章の部分を除くために、白バラは明るい選挙のシンボルという形で、その市章の上へ白バラを張つてごまかした、こういうやつございまして、しかし撤去はしなかった。結果から言うと、七十九票でございます。この差でありますので、何としてもこれは選挙の公正を害するではないかということで、行政訴訟をするということになつたわけがあります。

こういう点について、関係者においては、もつとこういう点を指導してくれておつたというところが強く出されております。ちよつと見てくださ。——この点について関係者は、ぜひひとつ自治省の見解を公式の場で聞いてもらいたい、こういうふうにお聞きしております。私も見たら、さすがにこれはちよつとおかしい。意を通じていたか通じていないかわかりませんが、何か市の選挙は市長を擁護しているようなポスターを張つたではないかというそりを免れないと思います。この点についての考え方はいかがであるか、お伺いをいたしたいと思います。

○後藤田国務大臣 市の選挙、これは選挙の公正な執行を担保しなければならぬわけですから、まさか意思を通じて、ああいった紛らわしいポスターをやつたとは私も思わないし、また思いたくもありません。しかし、実際問題として撤去にもある程度時間がかつたようですからね。こういったことはあり得べきことだと思ひます。ただ、本件自身がいま訴訟係属中でございます。それで、細かな点についての意見は差し控えたと思ひますけれども、昔から李下に冠を正さずという言葉もございまして、私はこんな紛らわしいものはあつてはならないことだ、かように考えております。

○山田(芳)委員 選挙部長さんにお尋ねをいたしますが、この件について、県の選挙を通じて、自治省にこういうのはどうであらうかという質問がありましたか、なかったか。あつたとすればどういうふうにお答えになつたか、ひとつお答えを願ひたい。

○大林政府委員 この件につきまして協議といひますか、相談があつたようであります。そのときには選挙部としては、話の内容を聞きまして、適当ではないんじゃないか、こういう返事をしたようでございます。

○山田(芳)委員 恐らく部長まで回覧が行つてないで、私も実は選挙局におつたので、そういう問い合わせはどういう処理をするかは皆知つております。それから大体わかりますけれども、そこまでは行つてないのかもしれないけれども、恐らく問い合わせがあつたはずである。それに対して適当でないというなら、なぜはがせなかつたか、そういう指導までされたのか、しなかつたのか、その点ちよつと伺つておきたい。

○岩田説明員 具体的にこういうことをやれ、たとえば、はがせとか、そこをペンキで塗り隠せとか、そういうふうな具体的な方法について指導したわけではございません。ただ、こういった候補者のポスターのデザインに用いられております記号と、きわめて紛らわしい形の市章をそのポスターに書いたわけでありまして、それについて適宜の措置をとつて、そういう紛らわしい状態を排除するようにというアドバイスをしたわけです。

○山田(芳)委員 問い合わせた結果、紛らわしいものはやめなさいと言つたので、取らないかわりにバラを張つたというびほう策を講じたのであらうと容易に理解はされるのでありますが、まことに遺憾であります。だけれども、大臣の言われるように訴訟に係属をいたしておりますから、私どもとしては、これは訴訟として争ひたいと思ひますが、そういう点をひとつ十分今後きつとした指導をしてやつていただかぬと、そういういいかげんなことをやって終わりまでやるということとは適当でない。千枚ぐらひですから、はがそうと思ひえはがせる、こういうふうに思います。では次に移ります。

次は、今回、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、この改正案、内容的には別に異論はございませんが、こ

れは地方の選挙管理委員会に対する委託経費の改正であります。時宜に適した改正をされることとが当然であります。一方、選挙運動用の公営の面について、自動車、ビラ、ポスター等についてもこれだけ物価が値上がりしているのでありまして、公営の強化という立場からいって、改定をされなければならないのではないかとこのように思ひます。もちろん自動車につきましては、今回分割方式の分のうち、燃料費と運転手の雇用にについては約千円程度引き上げられておりますが、その他については全部現行どおりであるというものは、現在の物価指数その他からいっていかげんのものであらうかというふうに思ひますが、この点はどうですか。

○大林政府委員 今回の基準法の改正におきまして人件費、物件費いろいろ検討したわけでありまして、おっしゃる通りに昭和五十年から始まりましたいわゆる新公営と申します。選挙運動のための自動車、ポスター、ビラにつきましては、最近のガソリンの状況を踏まえまして、自動車経費につきましてはガソリン代のアップをいたしておりますけれども、ポスターとビラについては実は据え置いております。これは国庫負担制度を五十年に導入いたしました際の積算単価と、それからポスター、ビラにつきまして現在の物価統計によります単価の間の格差も調べてみたわけでありまして、物価統計上の動きというものは余り動いておりません。なお、こういったものだけでなく、最近の総選挙の結果、候補者の方々から経費の請求に際しまして私どもの方に参りました契約書の御報告、こういったものもいろいろ調べてみたわけがあります。

たとえて申しますと、ポスターにつきましては、基準の、つまり国庫支出の基準のAシート紙、四色多色刷りという考え方によつて作製された場合におきまして、現実契約をされておる単価と、それから私どもが考えておりました基準単価を比較してみまして、多少のばらつきはございますが、おおむねポスターについてはまあまあ線を引つておる

んではないかというふうな考えたわけでございますが、ただビラにつきましては、これも都市部あるいは地方によりまして、つまり選挙区によつてのばらつきあるいは候補者個人の方の間のばらつき、いろいろございまして、まあ総じて基準内単価ではどうもおさまっていない方が多いようであります。ただ現実のビラと申しますと、非常に目に付きまゝのが、上質紙でアート紙多色刷りを御使用になつておるわけでありまして、たのが、ビラにつきましてはポスターと違ひまして、従来の確認団体つまり政党ビラ、こういったものの実績を大體頭に置きまして、そうカラフルなものというところは考えていなかったわけでありまして、つまりビラにつきましては一色のオフセット画面刷り、しかも中質紙ということとを前提として単価を決めておりましたところ、現実にあらわれておるビラというのが、先ほど申し上げましたように非常にカラフルなものになつておる。この実績の差がこの単価の差ということになつたわけでありまして、五十年にこの制度を始めました際のビラについての考え方というのを、いまにわかに変えてしまふということもいかでかであろうかという気がして据え置いたということが経緯でございます。これにつきましては、いろいろ各方面からの御意見を私ども耳にはしておりますが、さらに今後の実績を見ながら研究をいたしたいと考えております。

○山田(芳)委員 これは大林さん、大臣に一遍聞いてもうたわかるんで、ポスター、これはもうわれわれだつて皆そうですわ。これは余り細かいことは候補者は皆、人に任しているからわからぬですが、ちよつと調べてみたらわかるのですね。そんなもの、二百円ぐらい皆しているんですよ。六十七円だ七十円でできないのです。要するに範囲内において請求をしているんです、実際は。そんなものカラフルだと言へばポスターだつて物すごくカラフルですよ。何もビラだけじゃない。だから、何もそんなむちゃくちゃに上げるとは言

いません。どうせ差額は候補者あるいはその陣営で持つのですから。だから何%か物価が上がればそういうものはスライドするといふぐらゐのことは、大蔵省と事務局ひとつかけ合つてやつていくといふことは決して不当なことではないんだから、そのぐらゐの努力はひとつ、まあ余り言うとか先聲面になるから言ひませぬけれども、そういうふうなことはやつてもらひたいといふことが議員各位の要望でもあります。今度の参議院選挙ではできないなら、どうせその管理執行等についても終わつた後は調査されるんでしようから、そのときにはよくひとつ単価も調べてもらつて、次の総選挙には十分ひとつ適応するように大蔵省とかけ合つてもらひたいと思ひます。

その次は、実はこの公営の中で五十年の公職選挙法改正の際、私も当委員会理事として一部修正案、ビラの発行については私も強く主張して取り入れていったという経緯があることは御承知のとおりですけれども、その際にも強く主張したのは選挙事務所の問題なんです。選挙事務所についても、一定規模のものについての借り上げ料というものを公営化してほしい。

事情は、私も各方面からいろいろ聞いておるわけでありまして。これは五十年改正の時点でも、先生が中心になつてやられた際にも恐らく議論はなつたのであらうと思ひますが、当時から現在までの私どもの気持ちとしては、非常に事務的なことを申し上げて恐縮でございますが、この公営制度についての一つの考え方と申しますか、従来の選挙公営の考え方と申しますのは、どちらかというと管理の公営といふものが中心になつておつた。ところが、五十年の改正におきまして、経費の公営といふものがポスターとかビラとか自動車という面で受け入れられてきたわけでありまして、そういったことを考えました場合にも、できるだけ経費の負担を国費で行うということを考えます場合にも、やはり選挙でございまして、ある程度国民のサイドといふものをどちらかというと重点に置きまして、つまり有権者が候補者を判断し得る場判断し得る材料、こういったものを中心として経費負担を考へるのが本筋ではないかという思想があつたわけでありまして。そういう考え方から申しました場合には、選挙事務所にはたゞさんの経費もかかるであらうと思ひますけれども、ポスターとかビラとか自動車というようなものと比較をいたしまして、国民が候補者を判断する機会といふものを比較しました場合には、まあどちらかというところ、選挙事務所は候補者自身の必要という観点で考へられておるのではないだろうかという意味もございまして。さらに、もし仮に選挙事務所についてある程度の国費負担を考へるといたしました場合にも、まあ地区によつてかなり違ひましようが、選挙事務所の設置の態様がまことに千差万別である。したがつて、何か選挙事務所の基準と申しますか、そういったものの合理的な問題、合理的な基準といふものが何か考へられるか考へられないかという気持ちもあるわけでありまして。ただ、最近そういった問題非常にいろいろございまして、選挙事務所の一つの規格と申しますか、そういう問題についてはまたいろいろ御意見も伺ひながら勉強いたしたいと思ひま

す。

○山田(芳)委員 いま黙つて聞いていたけれども、ちよつと論理に矛盾があると思ふのです。千差万別ですから、いろいろ金のかかるものもある。金のかかるものもある、こゝういふことを言つておられるわけですね。だから、なるべく金のかからないように選挙をやるべきだといふ考え方から、公費負担といふものが生まれきたとするならば、選挙事務所が七千坪なんといふようなばか

と、これは御自由ですといふ感覚では

ちよつと問題があるのではないかという点があります。大臣、ひとつお答えをいただいて私の質問を終わります。

○後藤田国務大臣 選挙事務所を候補者自身の必要のための施設、こう見るのか、候補者を判断する場所、材料を提供する有権者にとつての場所と見るのか、これはいろいろ理屈の立て方があると思ひます。しかし、いずれにいたしましても、私はこれは研究課題にさせてもらいたいと思ふのです。もちろん七千坪なんというのは、私もずいぶんはでな選挙としかれた経験があるのですけれども、その私でも、これはちよつと判断できません、七千坪の選挙事務所というのは。しかし、仮に公営にするといつたとしても、そんなのを見るわけじゃありませんから、一定の基準を設けまして、その程度のものしか公営としては認めぬということになりましょう。これは一つの選挙公営の拡大の世論というものがありますから、検討課題にさせていただきますと思ひます。

○山田芳委員 結構です。次の総選挙までにぜひひとつお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○田村委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 選挙の執行経費基準法の積算単価や積算方法は、何よりも実情に即して合理的でかつ能率的なものでなければ選挙の円滑な管理、執行は望まれないと思つておりますけれども、この意味で、現在なお検討すべき問題も多々あるかと思ひますので、その点について具体的にお伺ひいたしておきたいと思ひます。

まず選挙の、選任した投票管理者や投票立会人は午前七時から午後六時半まで、投票管理のため朝は六時三十分ぐらいからですから、都合大体十四時間近く拘束をされ、しかも、現在では名譽職的な意味もほとんどなくなつてきております。そのため費用弁償も、一人一日管理者五千六百円、立会人四千五百円の支給はいかに実情に即してないかと思われれますが、その点についてはいかがでしょうか。

○大林政府委員 投票管理者などの費用弁償の単価につきましては、従来からそういう御意見があることは重々承知いたしております。

今回の単価改定に当たりましては、従来こういつた単価改定のルールというものが大体定着をしておいて、国の各種の審議会委員の委員手当のアップ率、これを今回の改正が、三年前の改正と比較をいたしまして一二％程度上がつておりますので、これを適用することになったわけでありませう。

もちろん、こういった金額で、結果から見ますと、投票管理者がたとえば五千円から五千六百円であるとか、立会人が四千円から四千五百円というアップになったわけでありませうけれども、なお金額的には十分ではないという御意見は多々あるところでありませう。ただ、従来からの考え方というものが、選挙というものの意義にかんがみまして、投票管理者、立会人と申しますと、やはり開票管理者などと違ひまして、いわゆる利益代表的なものではなくて、何と申しますか、公益代表的なものということで、かなり選挙管理委員会におきましてその人選はしっかりと、ちゃんとした人、だれにも疑惑を持たれない人というふうな、苦勞をして人選しておるようなところでございまして、まると労働の対価という評価として従来は考へてなかつたわけでございますので、いろいろ単価についての御不満もあらうかと思ひますけれども、そういう点の考え方というもののについてひとつ御理解をいただきたいと思ふわけでございませう。

○鈴切委員 実際、事務打ち合わせのために前日から招集がかつたり、あるいは単価についても一人一日八千円から一万円以上が実際の単価になつてゐることにしても、実態を自治省の方ではよく御存じないのでしょうか。

○大林政府委員 これは各市町村においてかなりまちまちでございます。もちろん基準オーバーをいたしまして支払つておる例もたくさんございませう。そういう場合には、基準法と申しますか、そ

れぞれについての一応の基準は決めておりますけれども、結局、執行に当たりましては、その団体のあらゆる事務についての経費総額の範囲内で、実情に応じて彼此流用していただくというシステムになつております。

いま申しましたような思想で一応の単価の基準を定めております。これは各地区の実情に応じて、従来の経緯もございませうが、そういう意味で流用してお使いをいただくというのが基本的な考え方になつております。

○鈴切委員 実情に即じというわけでありませうけれども、実際には御存じのとおり、名譽職的なものではなくなつてきていることも事実でありませうが、私も特別区の場合をちよつと調べてみたのですが、投票管理者が八千円から大体一万一千四百円、立会人が五千円から九千八百円、こういう状態に現在なつてゐるということですから、それではその差額はどこが出すかというところ、自治省が出すわけではございません。地方公共団体の持ち出しという形になるわけですから、実情に即したような単価の改定をしていかなければならないのではないかと。しかも、自治省の方も、予算の要求の中で、一応八千円ぐらいをめどにして大蔵省との交渉に臨んだのではないのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○大林政府委員 もちろん、予算要求をいたします場合には、地方団体からのいろいろな意見を踏まえまして要求をいたすわけでありますけれども、先ほども申し上げましたように、こういった投票管理者、立会人その他の人件費につきましての単価の要求というのが、長い間の一つのルールみたいになつておいて、結局は総体の経費のうちで彼此流用という一つの思想がございませうから、要求につきましても、従来のルールで要求するということになつておるのが現状でございませう。

○鈴切委員 長い間のルールだからそれでいいというのではなく、自治省だつて、実際に各地方団体から要望があつて八千円という数字を大蔵省

の方に要求されて、結局はこういう形になつたのです。ですから、そういうことを考えますと、やはり実情に合った単価基準というものを決めていかないと、今後こういうものは円滑に執行されないと私は思ふのです。大臣はどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 もちろん、実態に即した経費を予算に計上しなければならぬというのは当然だと思ひます。ただ、この問題は、労働の対価とでもいひますか、そういう考え方では割り切れる、それともそれとも考えなければならぬが、同時に選挙というものの立会人であるとか開票管理者であるとかといったような特殊な立場、端的に言えば、名譽職ではありませうけれども、そういったような立場、それも加味して決めるのかという、そこらの基本に少し問題が残つておるはしないか、こう思ひます。

そこで自治省としては、従来から兩者を兼ね合わせながら、いまでておるこの単価というものに、そのときどきの改定の際までの物価の上昇なり賃金の上昇というものを加味して予算に計上する、大蔵省もそれを認める、こういうやり方ではなかつたので、私は、これも一つのやり方ではなかつたのか、かように考えるわけでございませう。もちろん鈴切さんの御意見もわからぬわけじゃございませう。

○鈴切委員 投票立会人の法定数は三人以上五人以下であるというふうになつておりますけれども、しかし基準法は三人分しか計上されておられません。ですから、実際の実情はどうなつてゐるのでしょうか。今回の総選挙の結果、投票立会人を三人でやつてゐるところ、四人でやつてゐるところ、五人でやつてゐるところ、その実情の掌握はどうなつてゐるのでしょうか。

○大林政府委員 人数ごとの統計についてはたゞいま持ち合せておりませんが、全体平均といたしましては、現在三・二人という数字になつております。

○鈴切委員 私は、やはり四人分ぐらい計上しても決して不思議はないのじゃないか。途中で用を

足さなければならぬ場合もあるでしょうし、その点について三人という最低の基準で抑えられたのでは問題がある、四人ぐらいにこれをふやさなければならぬと思うのですが、どうでしょうか。

○大林政府委員 そういった御要望も多いものですから、要求としてはそういった要求をしてがんばるわけでありすけれども、今後、できるだけそういった各地の実情の推移を数字で説得力のあるようなものにいたしまして、御趣旨のような方向で要求をしてまいりたいと思います。

○鈴切委員 各投票所は、有権者数によって吏員とか嘱託あるいは人夫別に数が決められておるわけでありすけれども、実際には投票事務の執行に従事しているのは地方団体の職員だというふうに言われているわけですが、自治省はその調査をしておられますか、結果はどうですか。

○大林政府委員 実際は地方団体の職員がほとんどを占めておると承知しております。

○鈴切委員 基準法は超過勤務手当を支給しない嘱託員を主体としておる。たとえば一人から一万五千人の場合は、吏員が十人、嘱託二十人、人夫三人となっておるわけですね。だから、このいわゆる超過勤務手当の経費に不足を来しているというのが実態ではないかと思うのですが、その点よく掌握されていまいしょうか。掌握されているならどういふふうにされているのでしょうか。

○大林政府委員 基準法の方では一応それぞれの投票、開票事務につきまして職員何人、それから臨時雇い何人、こういうふうな積算の仕方をしておるわけでありすけれども、確かに従来からの長い歴史を経まして、各地方団体におきましては決められた定数を何とかできるだけ職員に従事させたい、たとえば職員に従事させた方が間違いないであろうというふうな配慮も恐らくあつたのであろうと思います。

そういう問題は確かにあるわけですが、けれども、これまた地方団体によって非常にばらつきがございます。そういったばらつきの問題を今後割り振りの問題でどう考えていくか、私ども

も実は頭を痛めておるところでございますけれども、選挙の執行につきましてはできるだけ簡素、合理化を図る必要があると同時に、正確を期さなければならぬ。正確を期するためにはできるだけ職員をやった方がいいということも確かにそのとおりでございます。そういった問題につきましては、従来も私もひとつの宿題と考えておるわけでありすけれども、今後、できるだけ実態に応じた積算の改定について努力してまいりたいと思います。

○鈴切委員 確かに基準法というものを以上は、実態に合っていないと、どういふ基準でお金が地方団体に出されるのかということが明確でないわけですね。いままでの慣例があり、これは総括的に出されているからうまくやっているでしょう、こういうことではこの法案を審議する必要もないわけですから、私は、やはりびしっとした積算根拠に基づいて事が運ばなければいけないと思うのです。吏員は確かに超過勤務手当の支給の対象となるわけですが、実際には嘱託を投票事務の執行に従事させるときには、ほとんど基準法との間に開きができる。そのためになかなか地方団体が苦しいままの問題を抱えているというところ、これに対して大臣、どうお考えになりますか。

○後藤田国務大臣 従来の自治省のやり方は、先ほど選挙部長がお答えしたとおりですが、実際は恐らくある程度のギャップがあつて、それが地方団体の負担になつていっているという面はせぬかというふうな点を私は心配をいたしております。いづれにいたしましても、こういう問題は何かの機会に一度悉皆調査をやつて、その上で改めるべきことがあれば改めていくということにしなければならぬのではなからうか、かように考えております。

○鈴切委員 ついでに指摘しておきますけれども、人夫賃とか嘱託手当は区で一日三千三百六十円です。それから市で二千七百七十円、町村で二千六百六十円。これはちよつと低いんじゃないでしょうか。

○大林政府委員 人夫賃につきましても、結局基本になりますのが、国が現在いろいろアルバイトその他を使つておる予算単価があるわけでありすが、やはりこれがどうしても基準にならざるを得ないわけでありす。こういった国の使つておる人夫賃のアップ率というものを横目で見ながら、この基準法の中にも取り入れておるわけでありす。事実、私どもの役所におきましてもこういった金額で雇つておるわけでありすが、確かに地方団体におきましてはさらに高い金額で人夫賃を出しておるところもございす。それはそれなりにやむを得ないという事情があるところにつきましましては、総選挙執行後、私どもでいろいろお話を伺いながら、これはあくまで一応の基準でございすので、お話し合いによつてその金額を調整しておるといふのが現実でございす。

○鈴切委員 金額を調整するくらいならすでに基準単価の中に盛り込んで、そういう点はやはり実態に合ったようなやり方をしなくてはならぬんじゃないかと思ひます。

この超勤の問題ですけれども、大都市周辺の市と地方の市は一律ではないということをお知らせ承知しておりますけれども、物価その他を勘案して実情に即して、大都市周辺の市については単価をもつと勘案する必要があるんじゃないだろうか、こういうふうにお考えのすけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○大林政府委員 もちろん、大都市周辺部、それから一般の市町村につきましまして、大都市周辺部を特に考慮すべきであるというお考えもございす。これにつきましましては、大都市周辺部の市町村をどういふふうに把握するか、そういう一般の市町村に対する誤差をどうするかという、これはまた非常にむずかしい問題にもなつておりますので、そのあたりの問題につきましましては先ほどの調整費の枠内で最後に調整するということになつておるわけでありす。

○鈴切委員 在宅投票制度は四十九年の三月一日

から二十三年ぶりに復活をしたわけでありすけれども、昨年の地方統一選挙あるいは総選挙でどれくらいの実績が上がつたのか、また政府がつかんでいる対象である身体障害者や戦傷病者等の重度心身障害者の実数は何人なんでしょうか。

○大林政府委員 昨年の総選挙におきまします実績につきましましては、在宅投票者の総数は一万八千八百六十人となつております。これを五十一年の総選挙と比較いたしますと、五十一年の総選挙が一万三千六百六十六名でございますので、約五千名ちよつと増加しております。この対象となります身体障害者と申しますと、これはちよつと古い統計しかないものでありすけれども、昭和四十五年の厚生省が調査によつて推計をいたしましたところ、約十一万人という数字を承知いたしております。

○鈴切委員 十一万人から対象者がいて、実際に一万三千人とか一万八千八百六十人とか、こういう形でしか選挙に参加できない、投票に参加できないということになると非常に問題があるだろう。そういうことを考えて、自治省としてはどういふところにその問題点があつたのか、恐らく反省を含めていろいろお考えになつていいると思ひますけれども、大臣、その点はどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 この在宅投票制度は、御承知のように、たしか終戦後一過実施したと思ひます。ところが、余りにも乱用せられまして、これはぐあいが悪いということをやめて、昭和四十九年に復活したわけですね。だから、この問題は選挙の公正担保ということと、何よりもすべての有権者に投票の機会を与える、これは一番肝心なことですから、それとの兼ね合いをどう考えていくかという問題ではなからうか、こう思うのです。厚生省の調査によると、寝たきり老人等については三十八万六千人ぐらいおる、こういうふうなところ、さまざまな形で、一定の場所に集団的にいらつしやる場合もあれば、家におる人もある。いろいろあるようですが、そこで、できればこの人たちに全部投票の機会を与えるようにしたいと思ひます。ところが、御案内のように、寝たきり

老人についての法制的な明確な基準がいまいけなで、これを統一的に扱うことが可能なのかどうかという基本的問題があるわけです。そういったことがあるものから、公的な証明方法をどうするんだといったようなことが確立していませんと、また選挙の公正を非常に害するおそれがありますから、そこらの問題を考えまして、いま自治省としてはやはりこれは大きな検討課題だということ、実は選挙部の方でもいろいろいま研究をしておるといのが実情でございます。何といましても寝たきり老人そのものの法制的な扱いといいますが、それをどうするかというのが実情でございます。

○鈴切委員 大臣の答弁がちょっとそれなんですけれども、こういう状態で一万八千八百六十人という形しか出てこなかったということは、非常に手続が複雑過ぎるという問題と、もう一つは自治省のPRがちょっと足りないんじゃないかということとを私は痛切に思うのです。その点選挙部長で結構ですから、ちょっと後で御答弁願うということと同時に、いままたまた寝たきり老人のお話でございますまして、これをどうするか。確かに自治大臣が言われるように、すべての有権者の方々に投票をしていただくということは、これは民主主義のルールでありますから、ぜひ三十八万六千人という多くの方々に投票をしていただけるようなシステムを考えていただきたいわけです。ですから、そういうことから考えまして、もう少し拡大するとともに、在宅投票の方法についても移動投票箱などに改めるなど、投票方法の簡略化という問題もやはり早急に検討する課題ではないかというふうには私は思うわけです。寝たきり老人の場合においては、やはりそれぞれの状況、状態もありますから、ぜひそういう点で前向きに検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大林政府委員 確かに一万八千人という投票者というのはいまだに少ないわけでありまして、問題は、一つは手続の問題という御意見、そ

れからPRが不足しておるのではないかと御意見、二つあるわけでありまして。

この手続につきましては、一応手帳の所持をされている方、身体障害者の方を所持されている方については、まず郵便投票証明書をあらかじめもらっておいていただきます。これは四年間有効ですから、一度ももうと四年使える。あとは投票用紙を請求されて、送ってきた投票用紙に書いて郵送する。言うなれば手続は実は二つでございます。これは最低限度必要な手続と私も考えておるわけでございまして、要は従来、四十九年以來いろいろの機会にPRにこれ努めてまいりましたし、年間何回も通達を流して地方団体の方にも協力を求めていただいておりますので、さらには一層こういってPRについて力を入れてまいりたいと思っております。

また、移動投票について御質問があったわけでありまして、これも確かに一つの方法ではございます。ございまして、結局は移動投票ということになりますと、非常に忙しい最中の選挙管理委員会の事務能力という問題がすぐ側面から出てまいりますので、現在なおそういうところまで踏み切る考えにまで至っていないというわけでございまして。

○鈴切委員 いずれにしても、拡大するという方向で検討していただきたいと思っております。

次に、常時啓発費が十二億円、それから臨時啓発費が四億五千万円計上されておりますけれども、最近の選挙の腐敗とか悪質な組織的買収事犯の増加はまさに頂点に達しているのではないかと、私はそのように思っています。このようなときに、従来の啓発事業をそのまま継続していただければ、実際に効果が上がるとは私は思えないわけでは、います。そこで私は、昨年九月の航空機疑惑再発防止協議会の提言にもありますように、政治倫理の高揚のために政府として新しい取り組みが必要だと思っておりますが、その点について何か政府として考えられている新しい計画がございましょうか、大臣いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 航空機疑惑問題等防止協議会の御提言がございまして、その御提言の中身は選挙制度の基本、それから選挙運動の規制のあり方、それから政治資金の明朗化、こういったようなものでございまして、それを受けまして、自由民主党の中に選挙制度調査会がございまして、そこでそういった問題について鋭意御検討をいただいております。

ただ選挙法の問題につきましては、これは何といっても、大変技術的な法律ではございますけれども、各党の勢力に直ちに影響するといったきわめて政治的な法律でもあるわけではございませんので、しばしば総理が言っておりますように、選挙法の改正の問題については選挙の受けざらぐりといいますが、そういった問題でもあるので、各党、国会において御審議をさせていただきたい、こういう基本的な考え方、政治資金の規正については政府としてできる限りの案をまとめて国会の御審議を仰ぐ、こういうことで今日鋭意詰めておる段階でございます。またとつた晩には国会の御審議を仰ぐ、かような考え方準備を進めておるわけでございまして。

○鈴切委員 新聞報道によりまして、連座制強化方策に関連して、現在自民党の選挙調査会では、連座対象の違反事件については高裁からの二審制を考えているという報道がなされているわけでありまして、私どもも、私もとにかく、連座制の強化の一環として早く結論を出す、そして買収とか選挙違反の方々に對しても厳罰で臨むということは非常に結構な話だと思うのです。しかし、憲法三十一條その他のいろいろの選挙違反等の処理の関係で問題があると思ひます、高裁から二審で済ませるということ。政府はその点についてどういふふうにお考えでしょうか。

○後藤田国務大臣 いわゆる百日裁判事件を二審制とすることによって、実効あらしめようということ、自由民主党の中で御検討いただいておりますことは私も承知をいたしております。ただ、この憲法問題は、これはいろいろの御解釈があるろうか

と思ひます。現在だつて二審制をとっているのはあるわけですね。内乱罪ですか、それからこれは多少意味が違うかなと思ひますけれども、裁判にすれば二審制になつておるのは、公取関係の事件は全部二審制ですから、これを二審制にすることについては憲法違反とは、私の個人的な見解ではそんなには思つておりません。やつてやれないことではない、こう思ひます。

しかし二審制にするということになりますと、対象範囲をどうするかとか、あるいは処理能力等との絡み合いもありまして、なかなかそう簡単に結論の出る問題ではないのじゃないか、私はかように考えておりますが、いずれにいたしましても、いま自由民主党の中でいろいろと御検討いただいておりますので、私も私としてはその結果を待ちたい、かように考えております。

○鈴切委員 選挙部長にちょっと伺ひますけれども、選挙期間中の自動車を使用するの政電機関係誌の普及、宣伝は政治活動であるのか、あるいは単なる営業活動なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○大林政府委員 政党の機関紙の普及、宣伝のための自動車の使用につきましても私も政治活動と考へております。

○鈴切委員 かなり煩わしいような状態にいま現在なつてきているように思ひますけれども、その点については、実態の上からどうお考えでしょうか。

○大林政府委員 実は、政党の機関紙の宣伝車の使用自体政治活動と考へておりますが、現在の公職選挙法の二百一五以下で禁止をされる政治活動とそうでない政治活動の区別があるわけでありまして、現在公職選挙法の二百一五以下で規制をされております政治活動というのは選挙運動と紛らわしいもの、つまりいろいろな政治活動の中で選挙運動と紛らわしいものをピックアップしてそこで規制を加えておるわけでありまして、そこで、政党の機関紙宣伝車が規制の対象とな

○後藤田国務大臣　私は、基本的に、選挙というのは、やはり明るい国民的な政治のお祭りというぐらゐにするのが基本であらう、こう思うのですけれども、いかんせん規制ずくめ、罰則ずくめになつてゐるのもこれまた事実でございます。私も各々の選挙制度の調査にも出かけました。やはり選挙法というものはそれぞれの国の歴史的な沿革、政治の風土、こういうものが基本にありますからある国でいいからといって、それが直ちに日本に

二百円費用負担ということですが、この投票用紙

かかっておるようでございます。ただ放送局側といたしましては、確かにこれは前向ききで検討したいといけな問題ではあるけれども、全国的な

のか、これはどういふふうにしたら直していくとができるんだらうかという点については、どういふふうに考えておられるのか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○後藤田国務大臣　先般の衆議院議員選挙の違反事件、確かにいわゆる悪質犯の検挙件数がふえております。選挙をきれいにしなければならぬ、おれしもこれは異論のないところで当然のことです。

ざいます。

ただ、現実そうなっている、なぜか、こういうことでございすが、選挙違反というのは私はやはり選挙制度の問題が一つは絡むと思います。同時にまた、今日選挙する人、される人、それらの複雑な絡み合い、こういったような中から選挙違反というものがなくならない。

それからもう一つ、この選挙違反事件が多いか少ないかというのは、御承知のように選挙事犯というのはいわゆる露出犯ではございません。それは戸別訪問等は露出犯の場合があり得ますけれども、大体は探知犯でございすから、そこで取り締まり当局の取り締まりの態度といたしまして、方針というか、これが大きく影響をしますと私は思います。というのは、裏を返せば、本当に全警察力すべてこれに注いでいけば大変な違反があるというのが今日の事態で、これは本当に嘆かわしいことで改めなければならぬと思ひます。そこらを踏まえながらどうすればいいんだということになりますと、いま言ったような原因があるんだから、それを一つ一つ解きほぐしていく以外ないじゃないかという気はしますが、基本は、やはり候補者はもちろんのこと第一ですけれども、選挙する側の人、つまりは有権者全体の政治というものに対する物の考え方、意識、これが基本ではなからうか。ならば、やはり効果は上がらぬようではありますけれども、自治省としてはじみちに選挙管理委員会なりあるいは明るい選挙推進協議会といった民間団体等もございすので、目に見えた効果がでないようだけれども、粘り強くこういった選挙公明運動を進めていくということは、私は非常に肝心なことではなからうか、かように思っているような次第でございす。

○安藤委員 そこで私は一つ提言をしたいんですが、いろいろ選挙啓発活動、公正明朗な選挙をやるとうということ、選挙のときになるとスローガンを掲げておやりになる。しかしやっぱいい言いましたように、特に買取というものが前回と比較してふえている、こういう実態を踏まえて、ポ

イントを決めて、今回は買取なら買取を全くなくしてしまおう、こういうふうなポイントを決めてそして啓発活動をする。あるいは私は私どもは、企業ぐるみ選挙と言ふのですね、これは通産省の方からも日本商工会議所、あるいは中小企業庁長官の方からも中小企業団体中央会等々に対して、企業ぐるみの、企業が選挙の組織体となつてやるのはいかぬことだから、自衛するようという通達も出しておられるのですが、たとえば買取、こういう企業ぐるみ、そういう一つか二つに焦点を絞つて、今度の選挙はそれをなくするというような心構えでもって啓発活動をする、これが一番効果的ではないかと思うのですが、そういう方法で考えていただけたらどうか、これをお尋ねして質問を終わります。

○大林政府委員 買取の問題についてでございすが、最近そういった、特にこの間の総選挙の実態を踏まえまして、昭和五十五年におきましては買取追放とともに、またその温床とも考えられるべきいわゆる寄付の禁止でございすね、寄付の禁止につきまして、今回は新聞、雑誌、電波等を使って、再三再四、これでもかこれでもかというような継続的な啓発をやつていくことに一番の力を入れていきたいと考えておるわけでございす。

○安藤委員 終わります。

○田村委員長 高橋高望君。

○高橋(高)委員 いまも質疑を伺つていてそう思うのですけれども、大体自治省の選挙部というのは格下げみたいになつていっているのですが、これは選挙局に取り上げられるような状況にあるのですか。まずその辺からひとつ……。

○後藤田国務大臣 仕事の中心の重要性から見ればまさに局であつてしかるべきだと思います。ただ、御承知のような各省一律一局削減ということ、今日選挙部になつておるのでございすが、自治省としては昇格したいというのが長年の悲願でございすけれども、これは今日の行政改革の厳しい状況でございすから、なかなか実現を見な

いというのが現状でございす。

○高橋(高)委員 実は私たち党の立場からも、私個人もそう思うのですけれども、選挙権というのは、いわゆる立法、司法、行政の三権と同等の、いわば四権と位置づけられるほど中身の濃い大変なことだろうと思うのです。ところが残念なこと、日本の国では憲法の前文には「日本国民は、正當に選挙された國會における代表者を通じて行動し」と明記されているにもかかわらず、実質上は部に扱われておる。こういう点が逆に言えば、選挙に対する取り組み姿勢、国民の関心、あるいは注意心というものを十分に喚起し得ない状態だと私は思うのです。だもんですから、ここに大臣せっかくいらつしやるところなんですけれども、私は公職選挙法の罰則事項というのは削除してしまひまして、選挙違反というのは破廉恥罪として処理すべきだ。たとえば買取供応は収賄罪あるいは文書違反などは虚偽申告の詐欺罪だ、こういうふうな割り切るべきじゃないかと思うのです。その辺までやらなければこの問題の筋は通らないのじゃないかと思うのですが、大臣いかがでございすか。

○後藤田国務大臣 前段の選挙という仕事は大変大事な仕事だから、それを局から部に格下げしているのはおかしいということですが、私はむしろ本当を言えば、重要性から見れば自治省の中の局なんというところ自身がおかしい、公正取引委員会に、選挙管理委員会というのは独立して、それは本当にやるべきぐらいの重要性があると思ひますけれども、しかし何せ今日のこの行政改革の時期でございすので、現状で最大限努力をしてやらざるを得ないというのが実情でございす。

もう一点の方のお考えは、世の中罰則を重くすればすべてきれいになるといふその物の考え方については、私は長年罰則ばかり扱つた仕事に従事しておりましたから、それだけはそう一概にそのとおりだと私は御返事はできないので、御意見として承らせていただきます。

○高橋(高)委員 われわれの大先輩に御承知の門

司先生がおられまして、私は、この問題で実は門司亮先生に御意見を承り、なおかつ、われわれの党の立場の上に立つて、やはりこの際、むしろ思ひ切つて破廉恥罪の適用ぐらいのことを考えなければいかぬ、そうしないと、もうこのところの一連の事件に対する国民のいろいろな声、またわれわれ自身の反省すべきこと、この辺を考えた場合、その程度のところまで考えるのが当然じゃないかと思うのですけれども、これは、いまの大臣の御答弁でその辺にとどめておきますが、どうかひとつ、それほどの取り扱ひをして、やはり議員の国民に対する信頼を取り戻すようにお互いに考えてまいりたいな、こう思ひます。これは私たちの考え方もございすから、何かのときにはお考えになつていただきたい、かように考えます。

それから、全然別のことでございすけれども、毎回選挙が近くなるとこういう公職選挙法の取り扱ひが活発になつてきまして、選挙が終わると冷めちゃうと言つと語弊があるけれども、またやになくなつちゃう。特に私は神奈川県出身だから申し上げるのじゃないのですが、神奈川県というのは衆参両院とも定数の問題が非常に軽いところなんです。そこで、党の立場を離れて、この問題に何か大臣御在任中に一大決意をなさるお氣持ちはおありになりませんか。この定数の問題についていかがでございすでしょうか。

○後藤田国務大臣 定数は正の問題は、従来からもしばしば議論をせられてきて、政府としては、その都度必要限度の定数は正ということを通去何回かやつてきておるわけですね。しかし、それでもなおかつ神奈川県のように定数が少ないじゃないか、アンバランスだという問題点も残つております。

ただ、衆議院の方の定数は正の問題は、総定数を一体どうするのだ、あるいは選挙区の区画をどうするかといったような基本問題がそこに横たわっているわけですね。それを十分考慮しなければ言うべくして実現はできない。

また、参議院の地方区の定数は正は、また野党

の方にしかられるかもしれませんが、これはやはり全国区との絡み合わせの問題もあるわけでございます。そういったようなことでございまして、これも参議院の選挙制度全体の課題として取り上げなければ、実際問題、言うべくしてむずかしいと思います。

こういうようなことでございますが、さればといつて、一票の重みがはなはだしく違うということとをそのまま放置してよろしいということを私は言っているわけではありません。したがって、ただいま言ったような基本の問題とも絡め合わせながら、各党の合意せられる点に沿って改正をやつていきたい、かように考えます。

○高橋(高)委員 大臣、一つだけ最後にお伺いしておきたいのですけれども、いまお話しのは、是正をする場合の基準というのを何に置かれますか。定数は正をされる基準を何に置かれますか。

○後藤田国務大臣 それは、衆議院の場合であれば、やはり人口が基本にならざるを得ぬと思えますね。ただ参議院の場合にどう考えるか、これは地域ですね。神奈川なら神奈川の——国会議員ですから全国代表であることは間違いありませんけれども、地域というものを考えてやらないとやはりぐあいが悪い。たとえば、私の県で言うならば有権者六十万人ですね。仮に、これが七十万人に一人しか割り当てられないとしたら、おまえの県は六十万人だから一名もやらぬというわけにはいかない。そこらの点もございまして、参議院と衆議院は、多少考えが変わってもいいのではないか、かように思っておるわけでありませう。

○高橋(高)委員 何せ公職選挙法の委員会はいくらやらない委員会ですけれども、今度はゆっくり腰を落ちつけてやらせていただきます。それでは、きょうは何か時間の制約があるようでありますので、貸しを残しておきますから、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田村委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○田村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

